



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所
☎0282 (22) 4131

令和元年分公的年金等の 源泉徴収票が発送されます

日本年金機構から、令和元年（平成31年）中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を事由とする年金を受け取られた皆さまに、令和元年分公的年金等の源泉徴収票が1月中旬から送付されます。

公的年金等の源泉徴収票とは

公的年金等の源泉徴収票は、令和元年分として支払われた年

金の金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせするもので、所得税や復興特別所得税の確定申告の際に、添付書類として必要になります。日本年金機構に登録されている受給者の住所宛てに送付されます。

なお、障がい年金や遺族年金は、所得税や復興特別所得税の課税対象になっていないため、源泉徴収票は送付されません。

困ったときには

源泉徴収票を紛失してしまった、あるいは届かない場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルで源泉徴収票の再発行受け付けています。発送まで2週間程度かかりますので、お急ぎの方は栃木年金事務所にお問い合わせください。

また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金の相談については、年金事務所や年金相談センターで受け付け

ています。

お問い合わせの際は、年金証書など、基礎年金番号や年金コードがわかるものをご用意ください。

■問い合わせ先

ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

※050から始まる電話からかける場合は、☎03(6700)1165

■受付時間

月曜日

午前8時30分～午後7時

火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開庁日初日に午後7時まで受け付けします。

※第2土曜日以外の土日祝日と年末年始(12月28日～1月5日)はご利用いただけません。

20歳になったら国民年金に加入します

国民年金は、日本に住む20歳から60歳の方が加入する制度です。

やがて訪れる長い老後生活の保障だけでなく、病気やけがで障がいが残ったときなど、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に、あなたやあなたのご家族をサポートします。

手続きはどうするの？

年金制度に加入していなかった場合

20歳の誕生日の前日に、自動的に国民年金の第1号被保険者に加入となります。特別な手続きは必要ありません。

第2号被保険者の場合

第2号被保険者（厚生年金・共済組合等に加入となっている方）が20歳になったときは、引き続き厚生年金等に加入したままです。特別な手続きは必要ありません。

第2号被保険者に扶養されている配偶者の場合

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、夫または妻の勤務先を通して、第3号被保険者の加入手続きをしてください。

年金に加入した後の流れ

①年金手帳が届きます

保険料納付の確認や、将来、年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。

なお、第2号被保険者、障がい・遺族年金を受給している（していた）方には送付されません。

②保険料納付書が届きます

令和元年度の第1号被保険者の定額保険料は月額16,410円です。

定額保険料に月額400円を追加して納付することで将来の老齢基礎年金を増額することができる付加保険料の加入や、保険料の前納を希望される場合はお申し出ください。

支払い免除・学生納付特例

経済的な事情で保険料を納められないときのために、保険料免除制度があります。一定の基準を満たしていれば、申請により全額または一部保険料が免除されます。また、学生の方には、学生納付特例制度があります。

こういった手続きをせずに未納のままにしておくと、時効により納付できなくなってしまいます。そうすると、将来受け取る年金額が減ってしまうだけでなく、病気やけがで障がいが残っても、障がい基礎年金を受けられない場合がありますのでご注意ください。

■持ち物 印鑑

（学生納付特例を希望される方）学生証のコピーか
在学証明書の原本

■受付窓口 市民課

